

本巢市広報もとす広告取扱要領

(改正 平成20年1月29日告示第10号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本巢市有料広告掲載要綱(平成19年本巢市告示第153号。以下「要綱」という。)に基づき、本巢市が発行する広報紙「広報もとす」(以下「広報紙」という。)への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載できる者及び広告内容の範囲は、要綱第4条及び第5条の規定に準ずるものとする。

(広告掲載枠の売り渡し)

第3条 市長は広告の掲載枠を毎年度、一般競争入札又は指名競争入札により決定した広告代理店(以下「代理店」という。)に売り渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合には市が公募により直接広告主に広告の掲載枠を売り渡すことができるものとする。

(広告の掲載場所、規格等)

第4条 広告の掲載場所、規格及び掲載可能枠数は、市長が指定するものとする。

2 広告の掲載は、1広告主について広報紙1号につき1枠又は2枠限りとする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、市と代理店との間で締結した契約に基づく額とする。ただし、第3条第2項の場合は、市長が規格及び掲載箇所等を勘案して別に定める額とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、1か月単位とし、原則として連続する掲載期間は12か月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載可能枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

(広告掲載の申込及び決定)

第7条 広報紙に広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、本巢市広報もとす広告掲載申込書(様式第1号。以下「掲載申込書」という。)に掲載を希望する広告原稿を添付し、代理店を通じて市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の場合は、広告主は掲載申込書に掲載を希望する広告原稿を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、要綱第10条第1項の審査会の審査を経て、広告の掲載の適否を決定し、本巢市広報もとす広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、代理店又は広告主に通知するものとする。

（広告掲載の方法）

第8条 代理店は、具体的な掲載方法及び内容について市と協議し、市長が指定した期日までに完全版下を市へ提出するものとする。

（広告掲載料金の納付）

第9条 広告掲載料金は、前納を原則とし、代理店又は広告主は市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

（広告掲載料金の返還）

第10条 広告の掲載料金は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

（広告掲載の取消）

第11条 市長は、掲載する広告の内容が掲載申込時から変更され、要綱の規定に違反すると判断したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取消等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

（広告の責任）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

本巢市広報もとす広告掲載申請書

年 月 日

本巢市長 宛

広告掲載希望者

住所(事業所所在地)

氏名(事業者名・代表者名)

印

連絡先(電話番号・FAX)

本巢市の「広報もとす」への広告掲載を以下のとおり申し込みます。
なお、広告の掲載にあたっては本巢市の広告掲載関連規定を遵守します。

掲載希望枠数	1枠・2枠
広告の内容	別添のとおり(印刷物) 下記のとおり
掲載希望(月)号	年 月号から 年 月号まで(か月間)

注意

1. 掲載期間は1か月で1単位とし、最長12か月まで(継続可能)
2. 申請内容に変更が生じた場合等は必ず連絡してください。
3. 個人情報については、広告掲載以外の目的には一切使用しません。

様式第2号（第7条関係）

本巢市広報もとす広告掲載（不掲載）決定通知書

第 号
年 月 日

様

本巢市長 印

年 月 日付けで申し込みのありました広報もとすへの広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）こととなりましたので通知します。

記

広告内容	
広告掲載（月）号	年 月号から 年 月号まで（ か月間）
広告掲載料	金 円（税込み）
広告を掲載しないこととした理由	